

21世紀の森公園整備運営事業  
Park-PFI事業特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和6年●月

いわき市

21世紀の森公園整備運営事業における  
Park-PFI事業特定公園施設譲渡契約書（案）

21世紀の森公園整備運営事業におけるPark-PFI事業（以下「Park-PFI事業」という。）に関して、いわき市（以下「甲」という。）と、認定計画提出者である【●●】（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設譲渡契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、甲及び乙が令和6年●月●日に締結した21世紀の森公園整備運営事業におけるPark-PFIに関する実施協定書（以下「実施協定」という。）を遵守するものとする。

（譲渡の対価）

第2条 実施協定に基づき、乙が甲に譲渡する特定公園施設（以下「譲渡物件」という。）は、別紙「物件目録」のとおりである。

2 譲渡物件に係る対価は、無償とする。

（引渡し）

第3条 乙は、令和●年●月●日（以下「引渡し予定日」という。）までに、譲渡物件の整備を完了し、甲に引渡しを行うものとする。

2 甲及び乙は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。

（契約不適合）

第4条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、実施協定書第64条に定めるところによる。

（譲渡契約の変更）

第5条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（裁判管轄）

第6条 本契約に起因する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

（協議事項等）

第7条 譲渡物件の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、実施協定、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）及びその他関係法令（以下「本契約書等」という。）の定めるところによるものとし、本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

以上を証するため、本書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年●月●日

甲

福島県いわき市平字梅本21番地  
いわき市  
いわき市長 内田 広之 印

乙

グループ名  
代表法人 (住所)  
(称号)  
(役職) 印

構成法人 (住所)  
(称号)  
(役職) 印

構成法人 (住所)  
(称号)  
(役職) 印

構成法人 (住所)  
(称号)  
(役職) 印

別紙 物件目録

